

マーストリヒト社会プロトコル再訪

—欧州労使関係システムの起源—

中野 聡

著者解題

マーストリヒト条約附属の社会政策に関するプロトコルと協定（通称、社会プロトコル）は、1993年以降、EU社会政策の展開、および欧州レベルの労使と政労使関係の基軸として機能し、またEUの成長戦略の社会的側面や雇用政策にも一定の影響を与えてきた。その中核には、EU社会政策の対象領域の拡大と社会的パートナー（労使団体）の関与方法、つまり手続き規則の規定がある。社会プロトコルは、欧州委員会に欧州レベル労使との2度にわたる社会政策協議——いわゆる欧州社会対話（social dialogue）の一環をなす——を義務づける、コーポラティズム的色彩の強いものだった。この規則は、欧州委員会が仲介し、使用者団体であるUNICE（現BusinessEurope）とCEEP（公共企業センター）、ETUC（欧州労働組合連盟）の労使アクターが策定した「社会的側面の展開における社会的パートナーの役割に関する協定」（1991年10月31日）を、ほぼ全面的に統合したものである。

本稿は、*Journal of Common Market Studies* 第52号（2014年9月）に掲載した同タイトルの英語論文（Maastricht Social Protocol Revisited）の翻訳を中核に、解題におけるコメントを付したものである¹。このテーマに関する一連のリサーチは、わが国の労働市場政策と福祉国家の展開——または展開の欠如——にも関係する幾つかの素朴な疑問に端を発していた。

まず、社会プロトコルの形成過程（1985-1991年）は、新自由主義のグローバルな台頭期とそのまま重なっていた。一方では先進諸国の戦後体制の一角をなした西欧コーポラティズムの機能不全と崩壊が論じられ、他方では政治と特定利害の結合関係が、市場機能改善のための諸政策を施行し難くとするネオリベラルな価値観が浸透しつつある時期に、なぜEUの社会政策を支える制度がコーポラティズム的形態を取りえたのか。この問題は、わが国の労働市場政策とより広範な公共政策における中間的利害団体の政策参加のあり方を考える上でも、含意をもつように思う。

次に、多くの西欧大陸諸国に存在する社会的パートナーシップの形態と機能は多様であり、EUに確立したクロスセクター（産業横断的）交渉や立法と交渉の強い結合関係は、国内

1 Satoshi Nakano (2014) を参照。なお、オリジナル原稿の執筆にあたっては、慶応EU研究会（2013.1.26）、EUSA-APマカオコンフェランス（2013.5.17）、日本EU学会（2013.11.10）での報告に際して、また掲載誌のレフェリーを通して幾多のご指摘を頂いた。この邦語版の作成に際しては、豊橋創造大学保健医療学部の小西真弓教授の支援を受けた。多数の建設的な意見を頂いた一方で、時流に沿わないコンテンツの論文の作成に際しては細心の留意が必要なることを学ぶ機会ともなった。タイトルは、学術的には全く不十分なのだが、学生時代の恩師の一人である松村高夫の著書（1983）に範を取らせて頂いた。

レベルではノームと言うより例外的である。EUの手続き規則は、なぜこの形態を取ったのか。むしろ、幾多の2次文献から制度形成の過程を再構成することはできるのだが、それらはEU制度そのものの特徴が形づくられるプロセスを十分に特定していないように感じられた。

前者の課題に関しては、社会的パートナーシップが生み出す労働市場秩序の分析と共に、社会制度のクロスナショナル比較分析として別途詳述する予定だが、ここでは便宜的に3つの論点を指摘したい。まず、西欧大陸諸国と北欧諸国の社会的パートナーシップが、労働市場政策や福祉国家のあり方、そして戦後民主主義の制度的枠組みそのものと分かち難く結びついているため、自由主義的改革の影響が選別的だったこと。それは、EU加盟国間におけるかなりの差異を伴いつつも、マルチエンプロイヤー交渉下のマクロ賃金調整のみならず、企業レベルの情報-協議(または共同決定)制度、職業訓練制度、労働市場規制と積極的労働市場政策、失業保険や年金制度を初めとする社会保険制度など、しばしば戦後福祉国家の機能領域と重複する幾多の政策範囲に織り込まれてきた。結果として廃止というオプションの現実的意味が損われ、ネオリベラルな経済秩序とその圧力に晒される社会制度が並存することになる。

次に、この領域における戦後体制の現状維持(ステータスクオ)とネオリベラル改革の帰結に関する相対的評価が、為政者の政策的オリエンテーションによって明らかに異なる点を強調することもできるだろう。実際、社会的パートナーシップが上記のような多様な社会経済制度を支えている諸国のあり方は、そうした仕組みをもたないOECD諸国と比較した場合、政治的差異というよりも文化的違いに近い形で理解されるかも知れない。つまり、西欧大陸諸国の保守主義者は異なる社会的利害を協調的に公共政策に反映させ、社会調和を達成する手段として、社会民主主義者は公共政策の社会的公平性と公正性を維持拡大するためのツールとして、社会的パートナーシップをみなしてきた。利害団体の主体性は尊重されるが、公的目的の達成に向けた協調が求められ、しばしば政策的支援や課題解決のための制度的枠組みが存在する所以である²。

最後に、組織的労働市場ガバナンスそのものが形態と機能変化を遂げることによって競合的な経済環境に適合してきた一方で、ネオリベラルな労働市場改革が、バラ色の未来を示しきれていない点を指摘できるかも知れない³。こうした西欧社会メカニズムの形態と機能変

2 かつてヴィッサーら(Hemerijck and Visser, 2001)は、オランダの経験からコーポラティズム型政治交換の機能のための3つの基本条件に言及している。それらは、①組織利害を公共政策に反映させるための制度的枠組みの存在(例えば、労働協会や社会経済評議会)、②政策的枠組みの存在、③そして政策的支援の存在である。このコンテキストで、利害団体の課題は私的利害を公的目的に転換する可能性にある。この議論のひとつの問題点は、公的目的の概念の不確実性に求められる。例えばETUCは、シンボリックなユーロ-コーポラティズムに参加することにより、ネオリベラルな経済社会政策に同化吸収されてきたと批判されてきたからである(Bieler, 2006; Hyman, 2005)。

3 トラクスラーらによれば、団体交渉のセクターレベルへの分散化にもかかわらず、非古典的な形態は1990年代に主流になった(Traxler et al., 2001)。英語圏における労使交渉の企業レベルへの分散化に対し、マクロ賃金調整機能を維持した組織的分散化が進行したが、それは比較労働費用を抑制して競争力を改善するサプライサイド改革の文脈に位置づけられる。組織的賃金調整は、いわば構造改革をエミュレートしている。また、多様な資本主義(varieties of capitalism)論では、コーポラティズムは諸経済類型の構成要素として位置づけられてきた(Hall, 1999)。分析枠組みの多様性にもかかわらず、経済界の選好の重要性や制度的構成要素間の相互関係が強調される(Soskice, 1999; Hall and Soskice, 2001; Coates, 2000; Schmidt, 2002など)。

化は、比較政治経済学の領域において、わが国では忘却された感のある（ポスト）コーポラティズム論や多様な資本主義論として論じられてきた。

社会的パートナーシップの機能不全——例えば、スウェーデンにおける賃金調整の不機能やオランダの疾病・労働障害保険制度の誤用、ドイツの早期退職制度の拡大など——は、代替的な政策的アプローチの開拓に道を開いてきたにせよ、社会学者や経済史家、一部の経済学者は、際限のない規制緩和と市場機能の現実的帰結を深く憂慮している。新自由主義的な経済再生プランの一端は、機能不全を生じた労働市場管理の非市場システムを縮小-排除し、利潤と投資、構造転換の促進と競争力強化に社会的資源を集中させることにあった。労働組合の影響力の低下は大半の欧州諸国でも生じたが、英米社会では産業の一元的管理を志向する公共政策の影響を強く受けた。労組影響力や失業給付の低下が労働市場の機能に帰結しない場合、実質賃金の低弾力性は正規-非正規間の労働市場の分断により説明され（Maynard, 1988）、さらにインサイダー（正規雇用）保護批判へと展開してきた。このプロセスの到達点に対する懸念は、欧州の為政者にも共有されていた⁴。

宮本（2009）が丸山真男を引用しつつ論じた、2000年代初めのわが国における「引き下げ民主主義」は、われわれが経験した身近な事例である⁵。かつての（？）イギリス普遍主義的福祉国家は、経済衰退を克服し相対的に良好な経済パフォーマンスと低失業率を享受するが、19世紀末以降の鋭い社会的不均衡をも経験している⁶。市場理論を推し進める諸政策は、社会的支援が必要な人々に便益をもたらさないまま、ゲマインシャフト的な支え合いの価値を損ない、全ての人々の福祉の実現という人間社会の目的そのものを疎外するのではないか——こうした疑念を拭えないのであろう。

社会プロトコルのコンテクストに戻れば、EUと西欧大陸諸国の立案者たちが試行したアプローチは、戦後体制の枠組みに構造改革を組み込むか、両者を折衷しようとするものだった。この事象が興味深いのは、それが新自由主義の端緒におけるスーパナショナル（超国家）レベルにおけるコーポラティズム確立の試みであり、確立されたEU社会機構が、フェビアン社会主義の後継者（？）たちのものとは異なる労働包括的な代替戦略の帰結（社会プロトコルの確立）であると同時に、出発点だった（社会プロトコルに基づく欧州労働市場秩序の枠組み形成）からである。また、このアプローチは、1970年代からの連続性を示す一方で、ドロール白書を介して新たな社会対話と雇用戦略の制度化、そして経済成長とその社会的側面双方を目的に据えるEUの「社会的」成長戦略に結実していく。

以下に訳出した社会プロトコルの形成過程に関する論考は、2011年春に歴史的事実研究と

4 代表的事例として、ドロール白書（1993年12月）を参照。

5 新自由主義的な税制改革や労働市場改革は、一部のマネジメントや投資家など上層インサイダーを潤わせてきたが、アウトサイダーの広範な支持を得た既得権批判は、公務員の削減や共済年金の縮小、残業手当の廃止など、勤労者層の労働と生活条件を不安定化させるものだった。非就労層に対する依存批判が強まり、アウトサイダーの社会的保護の削減も進行した（宮本, 2009）。

6 いわゆる第3の道政策の端緒（1998年）には、成人有業者のいない世帯が約315万世帯に及んだが、これは1979年の2.6倍に相当した（Esping-Andersen and Regini, 2000）。所得格差は、比較可能な記録が開始されて以来、最も大きい。貧困者数（2010年）は、西欧大陸諸国では人口比6%（デンマーク）から9%（ドイツやスウェーデン）程度に抑制されているのに対し、市場の帰結に対する政策的正効果の弱い自由主義経済では、16%（日本）から17%（アメリカ）に達する（OECD Stat Extracts, <http://stats.oecd.org>）。

して立案したものである。関連資料の欠如から、主要関係者への質問票調査とヒアリングをベースにその特質の起源を特定するものに転換し、第1回ヒアリング（2011年11月）、各アクターの役割に基づいて差異化した調査票の送付（2012年3-5月）、第2回ヒアリング（2012年9月）、第3回ヒアリング（2012年11月）を行った⁷。論文の投稿は2013年4月、査読と修正プロセスは12月に完了した。プロセスの遅さは、研究対象地域外にいるハンディー、まとまった研究時間を取得することの困難さ（多くの場合、社会科学系のリサーチに必要なのは一部領域のように多額な競争的資金ではなく、まとまった自由時間なのだが）、そして筆者の怠惰と不勉強を反映している。

1. 導入

欧州連合条約附属の社会政策に関するプロトコル（議定書）と合意——以下、社会プロトコルと記載——は、1993年以降、欧州レベルの労使関係システムの礎石として機能してきた。その中核には、社会的パートナーがEU社会政策の規則形成に参加する方法を定めた手続き規則に関する諸規定があり、他方でそれは1991年10月31日に当時のUNICE（欧州産業連盟）とCEEP（公共企業センター）、ETUC（欧州労働組合連盟）が締結した協定に由来する。社会プロトコルは、欧州委員会と欧州レベルの社会的パートナー間の、EU行動の方向と想定される提案の内容に関する2段階協議を求めている（EUの機能に関する条約第154条）。第2回協議は、社会的パートナーによる協定を含む契約関係に結実しうること、また、協定は労使と加盟国の手続き慣行に従って、または欧州委員会提案に基づく理事会決定により施行されうることが定められている（第155条）。

社会プロトコルは、1984年までブリュッセルの欧州機関が欠落していた政治的意思、つまりドロール欧州（当時のEC）委員会の政治的意思が実現したものだ（Commission, 1984）。しかし、1985年1月から1991年12月に至る欧州社会対話の形成と制度化の過程が順風満帆だったとは言い難く、1990年までUNICE内に存在した欧州労働市場に関する立法と交渉双方を拒絶するコンセンサスは、とりわけ社会プロトコルの採択を困難なものにした（ヒアリング, No.7）。その背景には、ネオリベラリズム（新自由主義）の時代の黎明期における国内コーポラティズムの後退と転換があった（Tyszkiewicz, 1999; Traxler, 2004）。われわれが多様な思想の妥協の時代に生きる状況は、今なお変わっていない。それを端的に示したのは社会プロトコルが単一市場の不可欠な要素か、それとも大規模市場がもたらす競争上のメリットを損ない、それを消失させかねないものかをめぐるドーバー海峡を挟んだ論争だった。

7 第1回ヒアリングはAndrew Chapman（欧州委員会）、Maxime Cerutti（経済団体BusinessEurope）、第2回はJean Degimbe（元欧州委員会）、Jacques Delors（元欧州委員会委員長）、第3回はPatrick Venturini（経済社会評議会および関連機関国際連盟AICESIS事務局長、元社会経済評議会議長）、Jean Ronnest（Syndex欧州担当）、Jørgen Rønneft（デンマーク使用者連盟国際問題担当理事）各氏を対象に、ブリュッセルとパリ、コペンハーゲンで行った（論文末リストを参照）。

過去20年は、社会的ヨーロッパ——社会的側面と経済的側面のバランスを重視するEU社会経済秩序——にとって、進歩と同時に停滞の時代だったと考えられている。初期の諸研究がユーロ・コーポラティズムを実現するための組織的、制度的、政策的条件の欠落を指摘したのに対し (Streeck and Schmitter, 1991), 初期対話と社会プロトコルが、ブリュッセルにアクター間の緊密かつ安定的な社会関係、権限の特定利益団体への排他的委任、そして(半)国家の積極的な役割によって定義されるコーポラティズム型(社会政策)コミュニティを生みだしたものと主張された (Falkner, 1998; Smismans, 2004; Welz, 2008)。欧州社会対話とそれが生みだした現実の特質に関する評価も、一致しない (Streeck, 1994; Keller and Bransbach, 2000; Kirton-Darling and Clauwaert, 2003)。労働組合が新自由主義的な「エリート主義的包摂 (elitist embrace)」に吸収されるにつれ、シンボリックなユーロ・コーポラティズムは既存の社会規制を集散的に維持するための機構としての機能を失ったと指摘される点にも留意する必要がある (Hyman, 2005; Wagner, 2005; Bieler, 2006)。

この点は、ここで考察するテーマにも関連する。なぜ、現在の形態の制度が構築されたのか (Why did they do it like this?)。かつて、社会プロトコルの産業競争力に与える否定的効果にもかかわらず、なぜこの制度が作られたのか (Why did they do it?) と問うた論者がいたが (Lange, 1993), ここでは欧州制度の展開を精査することになる。それは、多様化した資本主義、基本条約が規定する欧州諸機関の権能の限定性、スーパナショナルな労働市場の状況を勘案しても、現在のEU労使関係システムの特徴が際立っているように思われるからである。2012年までの欧州団体協約の大半はクロスセクター、つまりEUレベルのものであり、欧州委員会の立法前2段階協議は、立法と交渉の間の緊密な結合関係を生みだした。欧州議会は、実質的にこの過程から除外され、社会的パートナーの協定は労使団体自身によって (いわゆるボランティア・ルート)、またはほとんど修正を伴わないまま強力な拡張手続きによって施行されうる。

既存の現代史的研究は、なぜこれらの特徴が形成されたのかを説明していない。一部の論者は、社会対話の原型をベルギーの労働委員会やオランダの労働協会に求めたジェイコブズ (Jacobs, 1998) のように、現状を特定の国内コーポラティズムモデルに結びつける。他の論者によれば、欧州委員会の協議後に欧州協定を締結する手続きは、ベルギーの社会法形成をモデルとする (Britz and Schmidt, 2000; Commission, 2006; Welz, 2008: p. 270)。他方でシュレーダーら (Schroeder and Weinert, 2004) は、こうした特徴が西欧大陸全体の歴史ではなく、フランスやベルギーの歴史のみに根ざすものと主張した。ドロール欧州委員会によって主導された初期社会対話の過程では、これら諸国の団体交渉構造の影響が明らかであり、主要要素を提示したのはベルギー政府だった。社会対話の問題は、脆弱な構造や貧弱な帰結のみならず、それがほとんどの欧州労使関係当事者にとって未知なものであったことにある。

さらに、制度的特徴の直接の決定要因を社会対話のダイナミズムの中に見出す論者もいる。ディドレーら (Didry and Mias, 2005; Mias, 2005) によれば、欧州委員会による社会的パートナーとの立法前協議は、1989年の社会憲章行動計画に遡る。当時、多くの提案が(行動プログラム下の)マクロおよびミクロ経済作業グループの権限内にあり、1990年以降、一連の

協議が欧州委員会によって行われた。1991年春、社会的パートナーが欧州委員会提案を社会プロトコルの基礎として選択するに至って、この慣行が引き継がれることになった。一部の研究者は、この選択が使用者の認識する（社会政策のあり方の）予測可能性と共同体社会法制を抑制する可能性に依拠したと見なしている（Ross, 1995; Dølvik, 1999）。こうした予測可能性が政策協議の経験に由来する限りで（Branch and Greenwood, 2001）、その起源は初期社会的パートナーシップの論理に遡及しうることになる。

西欧における産業セクター交渉システムは、多様な市場状況を分配パターンに結びつけるための手段であり、この機能を持たないEU制度に関しては政治的に構築することが可能だったと言える（ヒアリング, No. 2）。しかし、欧州労使関係システムの特徴をこうした前提条件をなすコンテキストから帰納することはできない。この論稿では、社会プロトコルによって創生された現行制度の主な特徴の起源を特定することを試みた。主要アクターの選好、その行動、それらを条件づける構造的諸条件が検討対象となる⁸。まず、現代史的研究としてその形成過程を1次および2次資料から再構成し、さらに2011年11月から2012年11月に行った一連の質問票とヒアリング調査によってその分析を試みた。後者は、各主要アクターが果たした役割に応じて差別化され、制度的特徴のレゾン・デートルに特化して探求するものだった。

この論文では、次の3点が論じられている。まず、特定の国内モデルと社会プロトコルの間に想定される関係は、現象的類似性に留まること。ただし、欧州システムの最初期のインスピレーションに関しては、団体協約の拡張手続きを有する特定のコーポラティズム型制度の影響を示唆すること。次に、欧州協定の水準は、雇用のための協調的成長戦略を生み出す政治的意思の直接的影響を受けており、それがスーパナショナル制度を創ろうとする試みが直面しうる構造条件を覆い隠していること。最後に、立法前協議制度が、使用者譲歩の獲得を求める欧州委員会（と諸労組）による一連の試みに起源をもち、1990年初頭には停滞する社会対話を前進させるための共通戦略として認識されていたことである。これらの点から、社会プロトコルは、複数のインスピレーションと構造的諸条件を背景にした、欧州独自の「水平補完性原則」モデルに他ならなかったと言える。

2. ヴァル・デュシェス対話とクロスセクター構造の起源

ヴァル・デュシェス対話と後継対話がクロスセクター（欧州経済）レベルで組織されたことは、結果として欧州社会対話の形態に大きな影響を与えたように思える。しかし、ドロール自身の初期定案は「強制的手段に訴えずに、インタープロフェッショナル（欧州）レベルまたは産業セクターレベルにおいて、どうすれば共同体レベルの社会的パートナーが社会政策領域における協定を締結できるのかを検討すること」にあった⁹。コミッションの優先事項

8 古典的およびそれに次ぐ社会理論は、労使関係システムがアクター、コンテキスト、イデオロギー、そしてアクター間の相互作用から生みだされる雇用規則により構成されるものとした（Dunlop, 1958）。スーパナショナル労働市場の分断や権力配置など、アクターの直接的管理外にある外的コンテキストは、ここでは構造条件に分類されている。

9 1985年10月のヴァル・デュシェス第2回会合への招待状（Didry and Mias, 2005, p. 118）。

は、1991年10月31日に至るまで労使協定の締結そのものであることに変わりなかったが、1986年11月と1987年3月の2つの共通見解の採択、およびそれらを施行しようとするETUCの努力が、協定施行の問題を浮かび上がらせた。

初期提案

実際、ヴァール-デュシェス構造は、当時の多くの提案と整合しない。1972年のG.リオンカンによる欧州委員会への報告は、例えば、欧州協定実現の障害を列挙し、農業や鉱業、輸送などの共通政策領域において政策協調メカニズムを展開する可能性を探求するものだった¹⁰。ETUCは、既にパレー-デグモン期までには共同体社会法制定の展開を目的とする社会対話の概念を受諾しており（Didry and Mias, 2005, p. 118）、また、全てのレベルにおいて使用者への働きかけを強めていたが（ヒアリング No. 6）、1980年代後半の文書はなお産業セクター交渉の選好を明示していた。

ETUC執行部は、1985年1月のドロールの欧州議会演説を受けて、新たな政治状況における社会的パートナーの役割を省察するノートを起草している。そこでは、欧州協定は基本的に産業セクターに結びつけられており、（産業レベル）合同委員会の数を増やし、経済、産業、社会問題に対処するように権能を拡張することを勧告した。また、1988年3月のポジションペーパーも、欧州の社会政策が立法と交渉という相互補完的要素に依拠しており、欧州が「特に、そして何よりもまず（primarily）多国籍企業と産業セクターの新たな交渉水準になりうる」と指摘した（ETUC, 1988）。

欧州協定の水準に関する欧州委員会の提案は、1985年1月から1991年4月の間に、少なくとも4回変わっている。最初期の提案は、ETUCが再採択したものと同じだが、社会的パートナー間のクロスセクターまたは産業セクター協定を立法の基礎に据えることにあり、欧州議会も支持を表明した（Teague, 1989）。ドロール欧州委員会で社会政策を担当したP. ヴァンチュリーニによれば、それは協定の達成そのものが課題だった時期のビジョンだった（ヒアリング, No. 5）。このビジョンが実現しなかったのは、社会的パートナーがなお加盟国文化の多様性を学ぶ徒弟期間にあったことのみならず、全関係者が（UNICEの）契約を伴う交渉への不参加を認知することを条件に、使用者の（社会）対話への参加が実現したからである¹¹。

その後のコミッション文書は、水準や形態を特定しないまま、欧州協定の必要性を訴えている。1988年の「域内市場の社会的側面（The social dimension of the internal market）」は、域内市場の社会問題を議論するためのフォーラムの設置を促すと共に、クロスセクター対話の促進とその成果の産業セクターレベルへの普及、そしてセクターレベル対話制度の強化を

10 Didry and Mias (2005, pp. 97-103) による G. Lyon-Caen (1972) の引用。

11 *European Industrial Relations Review*, 2002 および ヒアリング (No. 6)。ティスケヴィッチによれば、「UNICEは最終的にETUCと建設的な対話を展開することを優先する旨の決定を行ったが…それはUNICEが拘束力をもつ契約交渉に入るのを望んでいないことを、全ての関係者が受諾することを条件とした（Tyszkiewicz, 1999）。」使用者が団体協約の地位に到達することを望まなかったため、初期社会対話は「対話」として導入され、徐々に社会政策「協議」のためのフォーラムへと転換したことになる。

求めていた (Commission, 1988)¹²。また、その翌年に刊行された「加盟国における労働条件規制の比較研究 (Étude comparative des dispositions régissant les conditions de travail dans les États membres)」は、域内諸国の団体交渉構造の多様性にもかかわらず、全ての労働市場に関する事項において産業セクター交渉が支配的であると指摘した。さらにそこでは、全国労働委員会において全国協約が継続的に締結されてきたベルギーを、企業または職種を交渉水準とするイギリスに対する「もう一方の極端」としている (Commission, 1989b)¹³。

フォークナー (Falkner, 1998) によれば、欧州委員会が共同体社会政策における社会的パートナーの役割に関して最初の具体的提案を行ったのは、1989年11月の社会憲章行動プログラム (Social Charter action programme) においてであった。この提案は、クロスセクターレベルの合同見解が、加盟国の社会的パートナーによって討議される制度を想定していた (Commission, 1989c)。

「対話の目的は、共通見解に達することであり、現在研究中の手続きによれば、それが各加盟国における産業の両サイドに提示され、討議されることになる。産業の両サイドは次に、常に共通見解の達成を目的に、共同体レベルで掘り下げた議論を行うための新たなテーマを決める。」

しかし、共通見解を加盟国レベルで施行する方法は、労組組織の問題に遭遇し、ドロール委員会の「最初の困難」をなすことになる (ヒアリング, No. 4)。労使協定を経済全体に拡張する法制度は一部の加盟国に存在するに過ぎず、ドイツBDAやイギリスTUCを含む主要労組連盟がこの拡張を遂行する権能をもたなかったからである。同時に北欧諸国の労組も独自の労使関係システムを守る必要性に直面するが、これは後に (EU指令を国内労使協定によって施行する) ボランタリールートを確立する「クリストファーセン修正 (Christophersen amendment)」に結実した (ヒアリング, No. 6)。

他方で、共通見解を (産業セクターレベルに) 拡散する「域内市場の社会的側面」の試みも、使用者団体の組織構造に阻まれた。当時、欧州委員会の雇用・労使関係総局 (DG V) 長だったドウジャンブによれば、ETUCとCEEPが1990年1月26日のパイロットグループ会合において、加盟国と共同体産業セクターへの共通見解の拡張を主張したのに対し、UNICEはセク

12 その分析によれば、労使協定は民間法契約であり、契約当事者のみを拘束する (Commission, 1988)。しかし、均等待遇を確保する目的から、特定の産業セクターや経済領域の全ての使用者と従業員に適用されることもある。この「包括的適用 (across-the-board application)」手続きは、ベルギー、イタリア、ドイツ、オランダ、アイルランド、フランス、ギリシア、スペイン、ポルトガルに存在する。ベルギーでは、CNT (全国労働委員会) または合同産業委員会内で署名された協定は、全ての使用者組織と従業員に対して拘束力をもつ。法は、産業の両サイドの要請に基づき、王令 (Royal Decree) による包括適用を規定する。フランスでは、協定の包括的適用はいずれかの当事者または労働相のイニシアティブによって開始される。全国労使協定委員会 (Commission nationale des conventions collectives) の見解表明後に拡張令が公告されるが、この手続きは広範に用いられている。

13 同文書は、協定の適用可能性における差異を特定した。「それぞれの規範的内容の法的効果に関する限り、ベルギー、スペイン、フランスとルクセンブルグの労使協定は、当該協定に関係する労組員であるか否かを問わず、全ての従業員を包括する形で一般的に適用される。ドイツ連邦共和国とオランダ、ポルトガル、ギリシアでは、労使協定は契約当事者と組織構成員のみを、イタリアでは使用者のみを拘束する。拡張のための条件と想定される要請 (の条件) は非常に異なるものの、当該諸国9カ国のうち8カ国が協定の一般的拡張を可能にする法的手段を整えている (Commission, 1989b)。」

ター拡張に対する関心を欠落していた (Degimbe, 1999)。ETUCでは国内労組連盟が各産業セクターに協定を伝達できるのに対し、国内の利用者と経済団体連盟から構成されるUNICEは、産業セクター使用者の利害を代表する権限を欠いていたからである (ヒアリング, No. 3)。

ドロールの社会思想、構造条件と社会対話

そもそもなぜ、初期対話はクロスセクターレベルで組織されたのだろうか。なぜドロールは、彼の「絶対の夢 (Delors, 2004)」をこのレベルで実現しようとしたのか。主要アクターとのインタビューは、こうした構造と1992年プロジェクトの目的との整合性を強く示唆するものだった。欧州委員会は、産業セクターレベルの社会対話が「2つの主要欧州連盟間の関係により背景に押し込まれていることは、その重要性を損なうものではない (Commission, 1985b)」と記した。しかし、産業セクター対話は欧州基準の採択を求める労組と共同体レベルへの関与に関して強い懸念を抱く使用者の間で、しばしば膠着状態に陥り、合同委員会の概念を新たなセクターへ拡張する過程は1970年代に停止した。その後設立された非公式社会対話は、社会的パートナー間の信頼関係を熟成することを目的としていた。この過程は、より強制力をもつ形においてではあるが、後日、クロスセクターレベルで繰り返されることになる。

ヴァンチュリーニは、自らの見解と断った上で、クロスセクターレベルで始めるのが自然だったのだろうと指摘した¹⁴。

「まず、主要プレーヤー (労使団体の会長や議長) の大半は国内レベルにあったものの、当時欧州レベルでかなり良く組織されていたこと。次に、(1985年6月に承認された) 1992年の (単一市場) 目標に鑑みて、マクロおよびミクロ経済という水平的かつ合意形成的な課題を軸に社会対話を再開させることが自然であり、また、協調的成長戦略と整合していたこと。さらに、産業セクターレベルから始めることは、非常に大きな努力とリスクを伴っただろう。当時、社会対話を遂行する意思を持った有力な産業レベル欧州組織が、全てのセクターに存在した訳ではないからである。」

ドロール自身は、著書「メモワール」において、ドイツの協調行動 (Konzertierte Aktion) をモデルに組織された、先行する政労使コンフェランスと協調的成長戦略に言及している (Delors, 2004, p. 310)¹⁵。

「なぜ (社会対話の) 開始ではなく再開なのか? 単に、1977年まで労組と使用者団体、欧州委員会と各国政府の会合が毎年開かれていたからである。しかしこの会合は、私は信仰なきミサと呼んだのだが (!), 期待はずれで空虚なことが明らかになり、断絶した。同じ轍を踏まないため、新たな会合を試みなければならなかった。[...] 最初の2会合の過程で、2点に合意した。第1点はA. パイファアが欧州委員会名で提示した成長のための協調戦略だった。社会的パートナーは、1992年目標への推力を生み出すために、またさらなる成長と雇用を実現するために互いに協力しなければならない。第2点は、[...] この新たな領域において労働者訓練のプログラムを立案することだった。私は、[...] 1993年の白書に至る行動の動機をなす点を主張した。われわれの混合経済モデルは改革と革新を必要としている。私は、労組には自分が現状維持を貫く者とも、市場とサプライサイド政策の名において係留ロープを解き放つ立場の者とも示さなかった。」

14 P. Venturiniからの回答 (2012.4.27)。プレゼンテーションのために必要最小限の修正を附した。

15 筆者による翻訳。Commission, 1986も参照。

ドロールは、目的は社会的パートナー——単一市場の経済ダイナミズムのみを求める経済界と欧州統合に無関心な（または敵対的な）労働組合——を統合過程に関与させることだったと述べた。クロスセクター組織がより良く組織されていたことは、副次的意味しかもたない。コーポラティズムの関心は、産業セクターの問題に限定されないからである（ヒアリング, No. 4）。彼が社会対話に与えた目的は、欧州議会で行った初期の施政方針演説にも示されている（ヒアリング, No. 5）。規範的観点からは民主主義には労使関係と参加の活力が含まれると主張しつつ、ドロールは雇用のための協調的成長戦略の必要性を、そして産業の両サイドの対話によるフレキシブルな労働市場の実現の必要性を強調した（Delors, 1985）¹⁶。

「皆さんの多くと同様、私はわれわれの経済が過度に硬直的だと考えています。しかし、硬直性の要因は多数あり [...]、欧州（統合）は社会進歩の逆行の中では達成されないかも知れません。今は、労働市場をフレキシブル化する時です。私はこの点に大賛成です。しかし、同様に大切なのは、既に確立した地位から例外なく生じる、全ての不正な利得に対抗する措置を取り、それと闘うことです。[...] 皆さんに注意を喚起しなければならないのですが、われわれの成功は2つの条件に依拠しています。改革は産業の両サイドによって交渉されねばならず、言葉を代えれば団体交渉が経済の礎石のひとつに留まらなければなりません。そして、共同体レベルでの調和化を達成するための努力が必要なのです。」

こうした政策的方向性は1970年代を通して続いたものだが、市場自由化政策の過程が社会的均衡を達成するためにコーポラティズム的な利害媒介システムによって濾過されている限りで、大陸における代替戦略の初期的形態をなすものでもあった。

3. 協議-交渉ネクサスの起源

初期クロスセクター構造の展開の相当部分は、マクロ経済と社会政策のポリシーミックスに關係する社会規制メカニズムを生み出す政治的意思に由来するものだった。初期ビジョンの重要性は、協議過程と交渉過程の間の緊密な関係性（ネクサス）の形成においても指摘できるようだ。そこでは、社会的側面が立法と交渉双方によって生みだされること、そして欧州委員会が社会的パートナーの協定を立法の基礎と位置づけることが前提とされていたからである。しかし、社会プロトコルの最終的な形態をこのビジョンのみに還元することはできない。

パレ・デグモン提案

立法前協議の先駆は、社会憲章行動プログラムから、さらに1987年5月7日のパレ・デグモンI会合まで遡ることができる。（理事会議長国である）ベルギーのマルテン首相を交えた

16 戦略は、失業を抑制する上で「唯一の実行可能な政策的アプローチ（Commission, 1985a）」であり、「欧州理事会で一定の成功を取めたが、経済金融相理事会のレベルで完全に施行されることはなかった（Delors, 2004）」戦略は、成長率を2.5%から3～3.5%まで引き上げ、その雇用効果を改善することにより、金融、財政、インセンティブおよび生産的投資政策を通して雇用率成長率1～1.5%を達成し、失業率を7%まで削減することを提案した。この目的のため、戦略は「全ての関係者——共同体、加盟国政府、使用者と労組——それを完全に施行するために協働すること」を求めている。

このハイレベル会談で、ドロールは「皆さんが社会対話で討議している事柄に関し、コミッションは法案を提出しないことを約束します」と宣言し、参加者を驚かせた (Tyszkiewicz, 1999). ドロールは、若干異なった形ではあるが、1987年5月にゲームのルールを精緻化したと記している (Delors, 2004, p. 313)¹⁷.

「もし社会的パートナーが所与の課題に関して合意に達し、それを契約的な協定に転換する旨決定するならば、欧州委員会には法制化する意図がありません. 他方で、欧州委員会は、特に社会権の基準に関する最低限の法的規定、労働条件の改善に関する単一欧州議定書の条文、また地域開発と雇用創出のための共同体措置などの、社会進歩を確立し、また前進させるために基本条約によって認められた責務を回避することはありません。」

提案の含意は「交渉すれば立法しない (negotiate and we will not legislate)」とも解しうるものだが、それは当初の「交渉すれば立法する (negotiate and we will legislate)」や後の「交渉しなければ立法する (negotiate or we will legislate)」フォーミュラとは異なる. 共通するのは、立法と交渉の緊密な関係において交渉に付与された優越性にある. この提案は当時、「使用者には歓喜(と懐疑)をもって、ETUCには苛立ちをもって」迎えられた (Tyszkiewicz, 1999). 労組は、社会対話が社会領域における法的行動を回避するために用いられるのではないかと懸念し、社会白書の策定を要求したが、これが1989年12月にEC社会憲章に結晶することになる.

なぜドロールは、この提案を行ったのか. 確かなのは、それが停滞する社会対話を前進させるひとつの手段だったことである. この段階で交渉に基づく社会的側面を放棄したならば、シュトレックとシュミッター (Streeck and Schmitter, 1991) が予期し、今日、世界中で見られるような自由主義的プルーラリズム (多元主義) の労働市場に帰結しただろう. ドロール (2004, p. 312) は、次のように記した¹⁸.

「認めなければならないのだが、一方で時代の雰囲気やなした一定の規制緩和を伴う大規模労働市場の実現と、他方で新たな形態の規制と社会的協調行動の間の均衡を見いだすことは簡単ではなかった. 私はとても戦闘的で、1988年以降社会的な事柄が多すぎると見なすUNICEの事務局長と言い争いもした. 彼には、『もし国境のない大規模市場を軌道に乗せて欲しいのならば、あなたが社会的パートナー間で討議し、交渉するのを拒むことに固執するのは認められない』と言った. 結果を強制しようとする私の大胆な発言にもかかわらず、決着がつかなかったことを認めざるを得ない. [...] 困ったことに、私は社会的パートナーの自治を尊重しなかったのだが、欧州委員会が機関車に石炭を焼べないと何も前に進まなかった。」

この問いに対する、また提案がティスケヴィッチ (UNICE事務局長) の考えを変えたのかとの問いに対するドロールの回答は、次のようなものだった (ヒアリング, No. 4)¹⁹.

17 筆者による翻訳.

18 *Ibid.*

19 プレゼンテーションのために必要最小限の修正を付した.

私の究極的提案は、欧州に2つの意思決定の可能性があるシステムを確立することでした。政治機関によるものと社会的パートナーによるものです。私は1987年に「このように」宣言しましたが、その後の議論に4、5年を費やしました。ティスケヴィッチ氏は、最後の段階で同意したのです。[...]全ての議論は長く、遅いものでした。私は議題に乗せるのを強いられました。それなしでは、継続することが不可能でした。ティスケヴィッチ氏は驚いていました。彼に説明し、プロジェクトの期限を示しました。われわれの退職期日を変えられないならば、全てが国内で決定されることになるだろうと。しかし、労働市場のこの点に関して合意することもできるのだと。

状況を打開するため、ドロール欧州委員会は経済団体が求める単一市場関連の諸施策を推進し、彼自身の言葉を借りれば「多数の委員会と挑発、晩餐会」を組織した（ヒアリング、No. 4）。それが根拠をもつ挑発であったにせよである。ドウジャンブは、提案の理由を知らないと断りつつ、労組に近いドロールにとっては、欧州委員会が提案するよりも、国内レベルの問題に関してより多くの経験を積む社会的パートナーが（協定の文言を）準備した方が望ましいものだったのだろうと述べた（ヒアリング、No. 3）。

パイロットグループと立法前協議の制度化

その後の立法前協議の漸進的制度化は、欧州委員会による積極的な説得過程として理解するものだった。パレ・デグモン提案に続いて、パレ・デグモンII対話は1989年1月12日に小規模な（しかし、ティスケヴィッチによれば特に効率的とは言えない）パイロットグループを設置するとともに内部結論を作成した。結論の第3項目は、パイロットグループに協議権を付与するものだった（Commission, 1989a）。10月4日には、同グループが初期社会対話、および労働市場と教育-訓練作業グループの展開の省察を行ったが、そこでは時宜を得た協議の必要性が強調されている。しかし、欧州委員会が遂行した実質的な協議にもかかわらず、「パイロットグループに与えられた権利に関しては、部分的にしか利用されなかった（Commission, 1992）。」

欧州委員会（1989c）は、1989年11月の社会憲章行動プログラムにおいて「どのような条件下で、どの程度、[産業の両サイドが] 同委員会が最終的に共同体機関に提示する法的措置の策定への参加に合意できるのか」を検証すると述べ、また、「[社会憲章] 行動プログラムにおいて言及した諸提案に関して体系的に協議すること」を提案した。1990年1月26日、パイロットグループは行動プログラムの事前協議の手続きと方法を決定した。ラペイルによれば、この頃までには「ジャック・ドロールとETUCの間には完全な共働作用」が生まれ、「われわれの共通戦略は使用者サイドをロートに押し込む（put in the entonnoir）」ことだった²⁰。この戦略は、体系的かつ普遍的協議に依拠していた。欧州委員会は、その後、社会的側面における社会的パートナーの役割に関する条約案草稿の作成を委任することにより、影響力を行使した²¹。

20 J. Lapeyreの回答（2013.1.16）。Hartenberger（2001）p. 69も参照。

21 「新（マーストリヒト欧州連合）条約に関する討議が始められたとき、ドロールは当時の12カ国政府に対し、欧州委員会と社会的パートナーが当該条文を提示することを認めるよう依頼した（ヒアリング、No. 3）。」

前述したように、ディドレーとミアス (Didry and Mias, 2005; Mias, 2005) は、行動プログラム施行に関連する政策協議過程に言及している。1990年以降、非典型 (正規) 労働、労働時間、欧州ワークスカウンシルなどの懸案を含む計17提案のうち9提案において、一連の2段階協議が選択的に遂行された。ヴァル・ドゥシェス対話が創り上げた人的資源のネットワークの継続性を背景に²²、この過程は (政策) 協議を社会的パートナーのアキ (*acquis*) に変えるものだった。こうした展開を勘案すれば、次のような点を推論することができる。社会対話は経済社会評議会とは別個に制度化されたため、欧州委員会の権限を社会的パートナーとシェアする試みは、立法前協議の形態をとった。初期ビジョンに起源をもちながらも、UNICE執行部が社会対話のマージナル化に懸念を示した限りで²³、行動プログラム期の試行錯誤は欧州委員会 (と労組) にこの手続きの重要性を認識させるものだった。協議規定は徐々に強化され、1991年3月には欧州委員会の「政府間会議への最初の貢献」の第118(3)条において、協定締結の可能性に関する協議の規定に結実するに至った。

4. アドホックグループと条約案

1991年1月25日、パイロットグループは、新条約の枠組みにおける意思決定過程に社会的パートナーを関与させる方法を確定する役割を担うアドホックグループを設置した。しかし、J. ドゥジャンプを議長とするこのグループも社会対話を交渉ではなく協議の機会とみなすUNICEに阻まれ、すぐに膠着状態に陥った (Degimbe, 1999; Ross, 1995)。その後のUNICEの政策転換プロセスに関しては、良く実証されている。転換点とされるのは、条約改正に関する3提案、つまりベルギー案と欧州委員会案、ルクセンブルク-ノンペーパー案を比較検討した1991年4月29日の第3回会合だった。

ETUCは、欧州委員会案が使用者に真の交渉の動機をもたらさうと考えていたので、ティスケヴィッチがUNICEはルクセンブルク-ノンペーパー修正案よりも同案を選好すると述べるのを聞き驚いたという (Ross, 1995, p. 151)。この政策転換は、先行する4月24日の (UNICE) 会長会議で決定されたものだったが、共同体社会行動を抑制する可能性に関する

22 ディドレーとミアス (Didry and Mias, 2005) は、1984年から1992年までに開催された約50会合のうち34件を分析し、アドホックグループの参加者49人のうち16人が新技術作業グループ、15人がマクロ経済作業グループの参加者であることを特定した。最終グループは、主要アクターの約半数を擁し、そこにはUNICE (Tyszkiewicz, Mondello, Belfort, Price, Brennan, Beirnaert), CEEP (Ellerkmann), ETUC (Hinterscheid, Dassis, Lea, Lapeyre, Coldrick, Van Rens, Sandegren) らが含まれる。C. Savoiniによれば、「この2重協議は…社会憲章とその施行に際して…1989年に発明された手段だった (Didry and Mias, 2005)。」

23 例えば、社会憲章案は、経済社会評議会によって起草された。ティスケヴィッチによれば、「これは、対話において何ら拘束力を持つものを生みだしていないETUCとCEEP、UNICEに対する叱責として、そして欧州委員会を労組から解放し、単一市場プログラムの時間を稼ぐための牽制として見なされた (Tyszkiewicz, 1999)。」ドゥジャンプによれば、この件には社会的パートナーとの関係を含む政治的理由があった。「当時、憲章の承認を得るため、フランス議長国下の理事会に特別グループが設置されていた。諸政府の立場は、憲章が極めて重要であるため、直接欧州委員会と交渉したいというものだった。その後、(最終) 決定の前に、パパンドレウ氏と共にティスケヴィッチ氏に『同意しませんか』と尋ねた。ティスケヴィッチ氏は、激怒していたが (ヒアリング, No. 3)。」

表1：主要条約案における協定水準*

提案	協定レベル
ベルギー案	欧州労働委員会 (European Committee on Labour, ECL) が団体交渉協定を作成、締結するが、この協定は必ずしも全般的には適用されない (例えば、産業セクターに限定)。
欧州委員会案**	欧州レベルのマネジメントと労働は、両者が望ましいと見なすならば、欧州レベルの職種または産業全体に適用される [枠組み] 協定を含む、協定に基づく関係に帰結しうる。
ルクセンブルク-ノンペーパー案	協議は、共同体全体を対象とする団体協定に帰結しうる。
社会プロトコル	言及せず。

* それぞれ、1991年2月、4月、5月、12月。

** 「最初の貢献」では、「欧州レベルのインタープロフェッショナルまたは産業セクターの (枠組み) 協約を含む契約関係」と規定されていた (SEC1991 500)。

出典：Europe, *Bulletin of the European Communities* など。

表2：主要条約案における立法前協議

提案	協議規定
ベルギー案	ECLは、(現在の経済社会評議会同様) 欧州委員会の社会提案に関して協議を受けなければならない。
欧州委員会案**	欧州委員会は、提案提示前に、第118b条に従って枠組み協定を通した目的達成の可能性に関し、(未定の機関と) 協議しなければならない。
ルクセンブルク-ノンペーパー案	欧州委員会は、労働者と使用者を代表する共同体組織間の協議を促進する責務を負う。
社会プロトコル	欧州委員会は、社会政策領域における提案提示前に、共同体行動の取りうる方向に関してマネジメントと労働と協議するものとする。もし、この協議の後、欧州委員会が共同体行動が適切なものと判断するならば、欧州委員会は想定される提案内容に関してマネジメントと労働と協議するものとする。

出典：Europe, *Bulletin of the European Communities* など。

コスト-ベネフィット判断に基づいていた (Tyszkiewicz, 1999)²⁴。同時に彼は、他の2つの条件にも言及している。ひとつは、社会的パートナーが相互に知り合い、尊敬しあうことを可能にした合同見解期の有用性であり、もうひとつは、条約の枠組み外における自由交渉の除外である²⁵。(ドイツ) BDAや(イギリス) CBIを含む主要連盟は、なお欧州協定から距離

24 ティスケヴィッチ (Tyszkiewicz, 1999) によれば、「最終的に優勢になったのは、新たな政府間会議がほぼ確実に社会問題における特定多数決領域を拡張し、欧州委員会は既に1989年社会行動プログラムで示したように、しばしば質的に疑わしい立法への飽くことを知らない性向を有し、理事会は今やそれを通す立場にあるというプラグマティックな結論だった。もし使用者がこの状況を潔しとしないならば、対応策は1つしかなかった。介入するオプションを確保し、最も合理的な取決めをETUCと交渉することだった。」

25 合同見解は、「大規模単一市場における労働者の要望と企業の必要性の間の均衡点を規定した点で、真の価値があった (Tyszkiewicz, 1999)。」

を置くか、それに敵対的だったが、政府間会議交渉が進行するにつれUNICE内のバランスオブパワーは変わりつつあった (Mias, 2005)²⁶。1991年10月31日、UNICEが最終合意に踏み切り、オランダ議長国がこの協定をほぼそのまま条約案に統合したことにより、政府間討議の基礎は欧州委員会案のコピーになった (Dolvik, 1999, p. 180; Ross, 1994, p. 489)。

諸条約案には、多くの差異が見られる (表1および2)²⁷。欧州協定の水準に関しては、合意が存在しなかったようだ。ベルギーの社会的貢献は、協定が「必ずしも一般的には適用されない (例えば、産業セクターに限定)」旨を定めていたが、欧州委員会の貢献は「インタープロフェッショナルまたは産業セクター別協定」を前提とした。この部分は、欧州委員会提案では「職種または産業全体に適用される協定」に変わり、ルクセンブルク-ノンペーパーでは「共同体全体を対象とする団体協定」とされた。しかし、ルクセンブルク案と最終合意では、これらの水準規定は削除されている。立法前協議に関しては、ベルギープランでは、経済社会評議会内に設置される欧州労働委員会が欧州委員会の協議を受ける形態が提示され、欧州委員会提案は「2重補完性原則 (dual subsidiarity principle)」に基づく事前協議を規定した。しかし、ルクセンブルク-ノンペーパーは、単に協議が「団体協定に帰結しうる」こと、そして協定が「各加盟国独自の国内手続きに従って施行されることのみを定めていた。」

ベルギー案とルクセンブルク案が、それぞれの社会規則に依拠するのに対し、欧州委員会提案は初期対話の苦渋の経験を反映するものであり (ヒアリング, No. 3)、結果としてアクターの選択が後者に収斂したと解釈することができるかも知れない。ルクセンブルク案は、西欧大陸諸国の社会慣行に近接するものの、こうした経験を反映するものではなかった。むしろ、欧州委員会提案における協定水準規則も経験と必ずしも整合する訳ではないのだが、こうした差異の理由を明示的に特定する論拠は得られなかったが、ヴァンチュリーニの事後的な解釈によれば、それは脆弱な産業セクターレベル対話を背景に、詳細な規定が引き起こす問題を回避するための最終段階における努力の結果だった (ヒアリング, No. 5)。社会対話セクレタリアートを経済社会評議会に移行するヴァンチュリーニのプランが成功しなかったのは、第3グループとして市民社会が包摂されるためのみならず、経済社会評議会のマネジメントと労働の、そして欧州レベルの社会的パートナーの支持も得られなかったためだった。

2段階協議の起源は、どこに求められるのだろうか。それは、アドホックグループが最後にもたらした付加価値だったのか (Welz, 2008)、それとも1990年の決定に由来する政策協議の制度化だったのだろうか (Didry and Mias, 2005)。社会的パートナー間の妥協点の模索が職務だったとするドゥジャンプの回答にもかかわらず、インタビューイによれば政策協議は欧州委員会が提案したものだ (ヒアリング, No. 6)。なぜか、それを最後の挑発と見なすこともできるが、より信憑性が高いのは、一方では協議と交渉、他方では立法過程という異

26 ベルギーとデンマーク、フランス、イタリア、オランダの使用者団体は、オープンかつプラグマティックだった (ヒアリング, No. 7)。

27 施行水準は、次のようなものだった。ベルギー案：ECLは、労使協定を共同体法に統合するための提案を理事会に提出するよう欧州委員会に求めることができる。協定は、EC全体において強制力を有する。欧州委員会案：協定は、欧州委員会勧告または理事会決定の対象となりうる。ルクセンブルク-ノンペーパー：団体協定は、加盟国独自の国内手続きに従って施行されるものとする。

質な過程を促進し、緊密に繋ぐための手段として認識されたと解釈することなのかも知れない。このメカニズムが立法過程の遅延を最小限に止める限りにおいて、この手続きもまた1990年の経験に由来することになる。

数多く論じられてきた欧州議会の位置づけに関し、インタビューイは参加型民主主義の効用を主張してきた。その論拠は、ミュルダールの北欧コーポラティズム概念やシュミッターの機能的代表制の近年の分析と同じ方向性を示している。ミュルダールにとって、社会コーポラティズムは中間的組織を介して、市民が国家と経済を民主的管理下に置くことを可能にするシステムだった(Myrdar, 1960)。シュミッターによれば、コーポラティズム型社会制度は、多元主義的アソシアビリティーが提示する機会を越える形で、選挙と議会領域外における階級と専門的利害に沿ったシティズンシップ(市民権)原則の直接的拡張を可能にする(Schmitter, 1983)²⁸。

ドロールにとって、民主主義は選挙、補完性、そして社会的パートナーの参加という3制度から構成されるものだった(ヒアリング, No. 4)。欧州議会は、理事会と共同立法者となり、欧州委員会は社会的パートナーとイニシアティブ(法案提出)の権利を分有する。議会権限の拡張と議会の社会的側面に対する熱意に鑑みれば、なぜ社会プロトコルに反対するのか。ヴァンチュリーニも、代表制が民主主義の支柱をなすものと見なしていた。しかし、社会領域における規制や法制の多くが社会的パートナー間の協定の帰結であるような社会が存在する。社会プロトコルは、欧州の社会的結束を強化する、参加型民主主義の始まりに他ならなかった(ヒアリング, No. 5)。

5. 結論

実証研究も、主要アクターの説明も、社会プロトコルが特定の国内モデルの上に構築されたとする仮定を支持しない²⁹。他方で、立法と交渉の関係性は社会対話の初期ビジョンに存在していた。そのビジョンの特徴の一端がスーパラナショナル協定の施行段階に関係する限りで、拡張適用の法制度を有する一部のコーポラティズム制度との類似性(同一性ではない)が見られる。同様に、ドロールのビジョンが欧州委員会に与えられた制度的枠組みにも依拠していた限りでは、この類似性はむしろ偶然性の域を越えないものとも推論される³⁰。

現代史的分析が示す過程からは、ヴァール-デュシェスからマーストリヒトに至るプロセスで異なる諸要素が付加されてきたことが分かる。クロスセクター構造は、多くが主要アク

28 アソシアビリティーは、「より大きな政体における諸グループの人々が、多少なりとも正規化した方法で、共有すると考える利益を集合的行動を通して追及する性向」を指す(Schmitter, 1983: p. 906)。

29 行動プログラムの経験が直接最終合意に影響を与えたかを尋ねられ、ドゥジャンブは「もちろん」と答え、ドロールは欧州委員会協議が指令に帰結するシステムのモデルは存在しないと述べた(ヒアリング, No. 3およびNo. 4)。

30 ロス(Ross, 1994, p. 491)によれば、「この領域におけるドロール委員会の行動は、ほとんどが彼の哲学とフランスにおける経験の直接的繁栄だった。」しかし、もしその哲学を「社会的パートナーを真剣な交渉ポイントに至らせるための公共財の利用」と理解するならば、初期ビジョンはその範疇にあることになる。ドロール自身は、(フランス)コーポラティズムの役割にも言及した。

ターの政策的意図に由来する限りで、組織と市場の構造条件から解き放たれていたように見えるが、代替的な制度的枠組みの可能性が開かれていたとは言えない。立法と交渉の（強い）関係性は、対話そのものを維持する努力に起源をもち、最終合意ではボランティアルートが付加された。クロスセクター政策協議に関する社会的パートナーの合意は、初期対話に由来し、その効用に対する異なる理解の交点に確立したものだ。こうした点に鑑みれば、マーストリヒト条約以後のその機能が一部労組にとって「（交渉の自由度を低下させる）協議トラップ」として認識されたことはパラドクスでもある。なぜなら、それは交渉を実現するための手段に過ぎなかったのだから。

こうした観点から、社会プロトコルは複数のインスピレーションと構造条件を背景に、立法と交渉双方によって統治される労働市場秩序を実現するための公的資源動員が生み出した、独自の「水平補完性モデル (Commission, 1991; 1993)」だったと言える。プロトコルが「集合的アクターと彼らを結びつける協定を同時に規定する (Didry and Mias, 2005: p. 303)」(半) 国家の創る法的枠組みに依拠したことは、政治状況に対する脆弱性が持続する理由のひとつかも知れない。この傾向は、2008年の金融危機とその後の債務危機の中で欧州の政治環境と経済政策が大きく転換する中で特に顕在化したようだ (Erne, 2012)。欧州委員会 (DG EcoFin) と欧州中央銀行、IMFは、調整された自由化アジェンダに邁進しており、その緊縮措置には労働市場の規制緩和の一方的施行、マルチエンプロイヤー交渉の空洞化などが含まれた。これらは、EUが自ら標榜してきた社会的資本主義モデルそのものから乖離しつつあることを示唆している。

このコンテキストでは、社会プロトコルというコーポラティズム的試みの本来の目的が想起される。経済的にも社会的にも有益な形で、また歴史的に獲得された社会権の基本要素を侵害しない形で労働市場のステークホルダーがその機能を創意工夫しうるようなEUの社会的側面を生み出すことだった。1980年代に社会的ヨーロッパを推進した人々にとっては、北部欧州諸国のコーポラティズムが、この折衷的で両義的責務のインスピレーションの源泉だった (ヒアリング, No. 4およびNo. 5)。それは多分に、パートナーシップ制度を構築し、支えたこれらの国々の人々の、テキストなしに新たな社会的現実を生み出す能力に由来するのだろう。その現実は、(今や多様化しつつある) 従業員の安定性のニーズと雇用移動の効果的支援、そしてしばしば一方的に追及される使用者のフレキシビリティの要求を同時に充足しうるものだった。社会プロトコルは、一定の政治的および構造的条件下で社会的革新のための潜在性を有するスーパナショナル機構を生み出した。しかし、その潜在性を具現化させ、将来の世代へと伝えられるかは、まだ分からない。

【謝辞】

本稿は、Carin Persson (Unit B1, 雇用と社会問題, 社会的包括総局) 氏に送付いただいた欧州委員会資料、および以下の方々の質問票調査とヒアリングに依拠している (現職務)。Andrew Chapman (Deputy Head of Unit B1, DG Employment, Social Affairs and Inclusion), Maxime Cerruti (Senior Adviser, BusinessEurope), Patrick Venturini (General Secretary,

AICESIS), Jørgen Rønne (Director, International Affairs, Danish Employers Federation), Jean Degimbe, Jacques Delors (Founding President, Nôtre Europe), Jean Lapeyre (Société d'expertise comptable). 特に有用なコメントが匿名のレフリーと編集者より寄せられた。ご助力に対し改めて謝意を表したい。

【参考文献】

- Bieler, A. (2006) *The Struggle for a Social Europe: Trade Unions and EMU in Times of Global Restructuring*, (Manchester: Manchester University Press).
- Branch, A. and Greenwood, J. (2001) 'European Employers: Social Partners?.' In Compston, H. and Greenwood, J. (eds) *Social Partnership in the European Union*, (New York: Palgrave), pp. 41–70.
- Britz, G. and Schmidt, M. (2000) 'The Institutionalised Participation of Management and Labour in the Legislative Activities of the European Community'. *European Law Journal*, Vol. 6, No. 1, pp. 45–71.
- Commission (1972) 'The Social Europe'. *Bulletin of the European Communities*, Vol. 5.
- Commission (1984) 'The social dialogue in the Community'. *Social Europe*, September 1984, No. 2/84.
- Commission (1985a) 'Annual economic report 1985–86'. *Bulletin of the European Communities*, Vol. 10.
- Commission (1985b) 'The European social dialogue within sectors'. *Social Europe*, July 1985, No. 2/85.
- Commission (1986) 'Follow-up to the social dialogue to the Val Duchesse'. undated, Brussels.
- Commission (1988) 'The social dimension of the internal market'. *Social Europe* (special edition), Luxembourg.
- Commission (1989a) 'Conclusions internes pour les travaux à venir'. 12 janvier 1989, Bruxelles.
- Commission (1989b) 'Étude comparative des dispositions régissant les conditions de travail dans les états membres de la Communauté'. *SEC (1989)* 1137.
- Commission (1989c) 'Action programme relating to the implementation of the Community Charter of Basic Social Rights for Workers'. *COM (89)* 568 final.
- Commission (1991a) 'Premières contributions de la Commission à la conférence intergouvernementale; Union politique'. *SEC (1991)* 500.
- Commission (1991b) 'Proposal on the social dimension and the development of human resources'. *Bulletin of the European Communities*, Supplement 2/91.
- Commission (1992) 'Bilan du dialogue social depuis 1989'. 19 juin 1992, Bruxelles.
- Commission (1993) 'Agreement on social policy'. *COM (93)* 600 final.
- Commission (2002) 'The European social dialogue, a force for innovation and change'. *COM (2002)* 341 final.
- Commission (2006) 'Social Dialogue Summit: 20 years of European Social Dialogue'. 29 September 2005, Brussels.
- Degimbe, J. (1999) *La Politique Sociale Européenne: Du Traité de Rome au Traité d'Amsterdam*, (Bruxelles: Institut Syndical Européen).
- Delors, J. (1985) 'The Thrust of Commission Policy'. *Bulletin of the European Communities*, Supplement 1/85.
- Delors, J. (2004) *Mémoires*, (Paris: Plon).
- Didry, C. and Mias, A. (2005) *Le Moment Delors: Les Syndicats au Cœur de l'Europe Sociale*, (Bruxelles: P.I.E.-Peter Lang).
- Dølvik, J. E. (1999) *An Emerging Island? ETUC, Social Dialogue and the Europeanisation of the Trade Unions in the 1990s*, (Brussels: ETUI).
- Dunlop, J. (1958) *Industrial Relations Systems*, (Illinois: Southern Illinois University Press).
- Erne, R. (2012) 'European Industrial Relations after the Crisis: A Postscript'. In Smismans, S. (eds) *The European Union and Industrial Relations — New Procedures, New Context*, (Manchester: Manchester

- University Press), pp. 225–235.
- Esping-Andersen, G. and Regini, M. (2000) *Why Deregulate Labour Markets?* (Oxford: Oxford University Press). (伍賀一道他訳『労働市場の規制緩和を検証する：欧州8カ国の現状と課題』青木書店 2004年)
- ETUC (1988) 'Position of the ETUC on the Social Dimension of the Large European Market'. *Europe*, No. 1495/1496, 11 March.
- ETUC, UNICE and CEEP (1991) 'Agreement on Social Policy Concluded between the Member States of the European Community with the Exception of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland'. Available at <<http://eur-lex.europa.eu/en/trieties/>>.
- European Industrial Relations Review*, 'The future of the European social dialogue', No. 336, 2002.
- Falkner, G. (1998) *EU Social Policy in the 1990s: Towards a Corporatist Policy Community*, (London: Routledge).
- Hartenberger, U (2001) *Europäischer Sozialer Dialog nach Maastricht: EU-Sozialpartnerverhandlungen auf dem Prüfstand*, (Baden-Baden: Nomos).
- Hyman, R. (2005) 'Trade Unions and the Politics of the European Social Model'. *Economic and Industrial Democracy*, Vol. 26, No. 1, pp. 9–40.
- Jacobs, A. (1998) 'From the Belgian National Labour Council to the European Social Dialogue'. In Engels, C. and Weiss, M. (eds) *Labour Law and Industrial Relations at the Turn of the Century*, (The Hague: Kluwer), pp. 305–328.
- Keller, B. and Bransbach, M. (2000) 'Social Dialogues: an Interim Report on Recent Results and Prospects'. *Industrial Relations Journal*, Vol. 31, No. 4, pp. 506–522.
- Kirton-Darling, J and Clauwaert, S. (2003) 'European Social Dialogue: an Instrument in the Europeanisation of Industrial Relations'. *Transfer*, Vol. 9, No. 2, pp. 247–264.
- Lange, P. (1993) 'Maastricht and the Social Protocol: Why Did They Do It?'. *Politics and Society*, Vol. 21, No. 1, pp. 5–36.
- Maynard, G. (1988) *The Economy under Mrs. Thatcher*, Oxford: Blackwell. (新保生二訳『サッチャーの経済革命』日本経済新聞社 1989年)
- Mias, A. (2005) 'Le Dialogue Social Européen', (Paris: thèse au Conservatoire National des Arts et Métiers).
- Myrdal, G. (1960) *Beyond the Welfare State: Economic Planning and Its International Implications*, (New Heavens: Yale University Press).
- Ross, G. (1994) 'On Half-full Glasses, Europe and the Left'. *Economic and Industrial Democracy*, Vol. 15, No. 3, pp. 486–496.
- Ross, G. (1995) *Jacques Delors and European Integration*, (Cambridge: Polity Press).
- Schmitter, P.C. (1983) 'Democratic Theory and Neocorporatist Practice'. *Social Research*, Vol. 50, No. 4, pp. 885–928.
- Schroeder, W. and Weinert, R. (2004) 'Designing Institutions in European Industrial Relations: A Strong Commission Versus Weak Trade Unions?'. *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 10, No. 2, pp. 199–217.
- Smismans, S. (2004) *Law, Legitimacy and European Governance: Functional Participation in Social Regulation*, (Oxford: Oxford University Press).
- Streeck, W. and Schmitter, P.C. (1991) 'From National Corporatism to Transnational Pluralism: Organized Interests in the Single European Market'. *Politics & Society*, Vol. 19, No. 2, pp. 133–164.
- Streeck, W. (1994) 'European Social Policy after Maastricht: The 'Social Dialogue' and 'Subsidiarity''. *Economic and Industrial Democracy*, Vol. 15, No. 2, pp. 151–177.
- Teague, P. (1989) 'Constitution or Regime? The Social Dimension of the 1992 Project'. *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 27, No. 3, pp. 310–329.
- Traxler, F. et al. (2001) *National Labour Relations in Internationalized Markets: A Comparative Study of Institutions, Change and Performance*, (Oxford: Oxford University Press).

- Traxler, F. (2004) 'The Metamorphoses of Corporatism: From Classical to Lean Patterns'. *European Journal of Political Research*, Vol. 43, No. 4, pp. 571-598.
- Tyszkiewicz, Z. (1999) 'The European Social Dialogue, 1985-1998: A Personal View'. In Gabaglio, E. and Hoffmann, R. (eds) *European Trade Union Yearbook 1998*, (Brussels: ETUI), pp. 35-46.
- Wagner, A.-C. (2005) *Vers une Europe Syndicale*, (Broissieux: Éditions du croquant).
- Welz, C. (2008) *The European Social Dialogue under Articles 138 and 139 of the EC Treaty: Actors Processes, Outcomes*, (Alphen aan den Rijn: Wolters Kluwer).
- 宮本太郎『生活保障：排除しない社会へ』岩波新書 2009年

【ヒアリング】

- No. 1: Andrew Chapman (ブリュッセル, 2011年11月8日)
- No. 2: Maxime Cerruti (ブリュッセル, 2011年11月9日)
- No. 3: Jean Degimbe (ブリュッセル, 2012年9月3日)
- No. 4: Jacques Delors (パリ, 2012年9月5日)
- No. 5: Patrick Venturini (ブリュッセル, 2012年11月19日)
- No. 6: Jean Lapeyre (ブリュッセル, 2012年11月19日)
- No. 7: Jørgen Rønne (コペンハーゲン, 2012年11月20日)